

◎新潟県議会訓令第3号

県議会事務局

新潟県議会事務局処務規程（昭和38年6月新潟県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県議会議長 柄 沢 正 三

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務局長の専決事項) 第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 職員の次に掲げるものの承認等に関すること。 ア (略) イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の育児休業及び育児短時間勤務 <u>ウ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業</u> (6)～(16) (略)	(事務局長の専決事項) 第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 職員の次に掲げるものの承認等に関すること。 ア (略) イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の育児休業及び育児短時間勤務 (6)～(16) (略)